

改正農薬取締法の概要

1. 改正の背景

7月末以降、一部の業者が、登録のない農薬を輸入、販売していた事態を踏まえ、無登録農薬が輸入されないよう水際での監視を強化するとともに、無登録農薬の使用を法的に禁止し、さらに違法な販売等が行われないよう罰則を強化する等の措置を講ずる必要がある。

2. 主な改正内容

(1) 無登録農薬の製造、輸入及び使用の禁止

無登録農薬の製造、輸入及び使用を禁止する。ただし、原材料に照らし農作物等、人畜等に害を及ぼすおそれの無いことが、明らかなもの（特定農薬）等についてはこの限りでないこととする。

特定農薬の指定等については農林水産省と環境省が共同で行う。

(2) 農薬の使用基準の設定

農薬の使用者が遵守すべき基準を定め、この基準に違反して農薬を使用してはならないこととする。

使用者が遵守すべき基準は、農林水産省と環境省が共同で策定。

(3) 罰則の強化

違法な販売、使用が行われないよう罰則を強化する。

	(現行)		(改正後)
販売に係る義務違反	1年以下の懲役	→	3年以下(自然人)
	5万円以下の罰金		100万円以下(自然人)
使用に係る義務違反	3万円以下の罰金	→	1億円以下(法人)
			3年以下の懲役 100万円以下の罰金